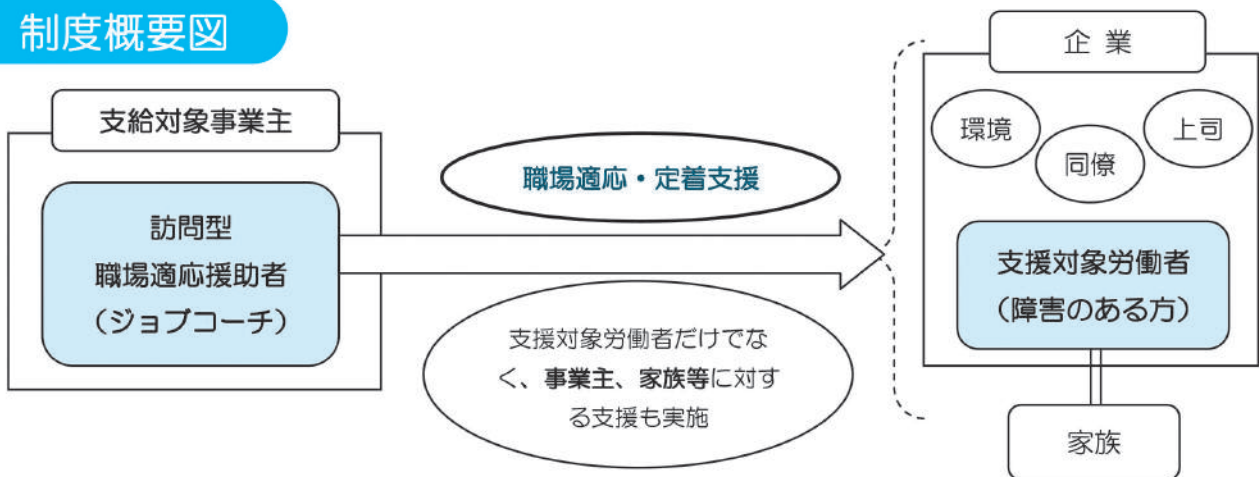


## 訪問型職場適応援助促進助成金

企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による援助の事業を無償で実施する事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・定着の促進を図ることを目的としています。

### 制度概要図



### 訪問型職場適応援助者

以下の①～④の要件をすべて満たす必要があります。

|   |   |
|---|---|
| ① | 職場適応援助者を養成するための研修の受講修了者であること。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号職場適応援助者を養成するための研修</li> <li>・厚生労働大臣が定める研修 等</li> </ul> |
| ② | 障害者の就労支援に係る業務経験が1年以上ある者であること。   |
| ③ | 訪問型職場適応援助者として活動する際に、労働災害に対応できる傷害保険等に加入していること。   |
| ④ | 国、地方公共団体等の委託事業費から人件費が支払われるものでないこと。  |

### 支援対象労働者

支援対象労働者は、下表の①～③のいずれにも該当する障害者です。

|   |   |
|---|---|
| ① | 身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者のいずれかの障害者であること。<br>※上記以外の障害者であっても、地域障害者職業センターが作成するリハビリテーション計画において、支援が必要であると認める者も含む               |
| ② | 支援開始日に65歳未満であり、雇用保険の適用事業所に被保険者として雇用されている者（もしくは、支援開始日から2か月以内に雇い入れられることが確実であること）<br>※精神障害者または発達障害者は、1週間の所定労働時間が15時間以上でも可。 |
| ③ | 就労継続支援A型事業所の利用者ではないこと。  |

## 支給対象事業主

支給対象事業主は、以下の①～⑥のいずれにも該当する事業主です。

|   |  |
|---|--|
| ① | 地域障害者職業センターが作成または承認した訪問型職場適応援助者による支援計画に基づき、雇用する訪問型職場適応援助者に、他の事業主に雇用されている支援対象労働者の支援を、無償で行わせる事業主であること。 |
| ② | 以下のいずれかに該当する障害者就労支援を行なう事業主であること。   |
|   | ・ 障害者就業・生活支援センターの指定を受けた法人であること。  |
|   | ・ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を行なう事業主であること。  |
| ③ | ・ 本助成金の受給資格認定申請を行う年度またはその前年度において、障害者の就職件数または職場実習の件数の合計が3件以上ある事業主であること。                               |
|   | 地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に従って、適切に職場適応援助を行うものと認められること。  |
| ④ | 訪問型職場適応援助を行うにあたって、支援の日ごとの支援内容を記録すること。  |
| ⑤ | 賃金を支払い期日までに支払っていること。   |
| ⑥ | 出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、労働者名簿を整備、保管していること。  |

## 支給額、支給までの流れ

支給額は、支援計画に基づき、支給対象期間に、訪問型職場適応援助者が行なった支援の日数に、以下の金額をかけて算出された額となります。

|       |                  |                |
|-------|------------------|----------------|
| パターン① | 1日の支援時間の合計が4時間未満 | 8,000円 × 支援日数  |
| パターン② | 1日の支援時間の合計が4時間以上 | 16,000円 × 支援日数 |

※ 支給対象事業主が、訪問型職場適応援助者の養成研修費用を全額している場合に支給される助成金もあります。

